

令和4年度みどりの食料システム戦略緊急対策事業のうち
みどりの食料システム戦略環境構築推進事業のうち
SDGs対応型施設園芸事例普及事業

公募要領

令和4年3月
農林水産省農産局

みどりの食料システム戦略緊急対策事業のうち
みどりの食料システム戦略環境構築推進事業のうち
SDGs対応型施設園芸事例普及事業
に係る公募要領

1 総則

みどりの食料システム戦略緊急対策事業のうちみどりの食料システム戦略環境構築推進事業のうちSDGs対応型施設園芸事例普及事業（以下「補助事業」という。）に係る公募の実施については、この要領に定める。

なお、本事業の公募の実施は、令和3年度補正予算の繰越を前提として行うため、今後変更があり得ることに留意すること。

2 公募対象補助事業等

(1) 事業の目的

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するに当たり、「化石燃料を使用しない施設園芸」の実現に向け、先行事例の調査及び課題分析と、農業者等への情報発信等に対して支援する。なお、本事業においては、「SDGs」とは、施設園芸において化石燃料の使用量削減と生産性向上の両立を目指すことを指すものとする。

(2) 事業の内容

SDGs対応型産地を全国に展開、波及させるために行う次に掲げる取組を支援するものとする。

ア SDGs対応型産地の事例調査や転換手法等の分析

SDGs対応型施設園芸への転換に向けて、非化石燃料の地域資源や加温設備等を導入し積極的に省エネルギー化を推し進めた産地について産地の概要、取組の経緯、技術の導入と検証で得られた知見やノウハウ等の情報を収集するものとする。また、省エネルギー化の取組の課題等の分析を行うものとする。

なお、研究開発は終了しているが、農業現場においては広く普及していないSDGsに資する技術等の情報収集も含むこととする。

イ SDGs対応型施設園芸の全国展開に向けたマニュアル等の策定やシンポジウム・検討会等の開催

アにより収集した情報等を活用し、SDGs対応型施設園芸の全国展開に向けた方策を検討する検討会を開催するとともに、SDGs対応型施設園芸への転換に向けて取り組む意向のある産地、行政機関、農業者等向けに、得られた知見や課題・ノウハウを分析・整理したマニュアル動画コンテンツ等を作成する。

また、作成したマニュアル等の成果物について、全国に情報発信するとともに、SDGs対応型施設園芸の全国展開に資するセミナーやシンポジウム等を開催する。

(3) 事業の成果目標等

ア 成果目標

事業実施主体は、成果目標として事業内容に応じて、適切な指標を設定するものとする。

イ 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

3 応募団体の要件

補助事業への応募者（以下「応募団体」という。）は、民間団体等（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人及び独立行政法人等）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であるものとする。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であるものとする。
- (3) 「みどりの食料システム戦略」の園芸施設分野で位置付けられている「2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。」ことについて、検討を行う体制整備を構築できる団体であるものとする。

4 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、別表のとおりであり、事業の実施に直接必要な経費とする。

提案に当たっては、補助事業実施期間中における所要額を算出することとするが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなるので、必ずしも提案額とは一致しない。

申請補助金額については、千円単位で計上することとする。

補助金の支払は、原則として、事業終了後の精算払とする。

5 申請できない経費

補助事業の実施に必要な経費であっても、次に掲げる経費は申請することができない。

- (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- (2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) その他当該事業の実施に関連のない経費
- (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63

年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)

ただし、交付申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合は、消費税相当額を含めて申請することができるものとする。

なお、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかになった場合は、実績報告書の補助金額を減額できるものとする。また、実績報告書提出後に仕入控除税額が明らかになった場合は、過払分の補助金相当額の返還を条件として交付するものとする。

6 補助金の額、補助率

補助対象となる事業費は、原則として15,000千円以内とし、この範囲内で事業の実施に必要となる経費(定額)を助成するものとする。

なお、申請のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することもあるほか、補助事業等で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があるので留意すること。

7 事業実施期間

補助事業の事業実施期間は、原則として補助金交付決定の日から令和5年3月31日までとする。

8 申請書類の作成等

次に掲げる申請書類を作成し、必要部数を9の(1)の提出期限までに9の(2)の提出先に提出することとする。

(1) みどりの食料システム戦略緊急対策事業のうちSDGs対応型施設園芸事例普及事業に係る応募申請書(別紙様式)

(2) 提出者の概要(団体概要等)がわかる次の資料

ア 民間企業 : 会社履歴、直近2年間の財務諸表、業務報告書、パンフレット

イ 公益法人等 : 定款又は寄付行為、業務方法書、業務報告書、直近2年間の収支決算書及び貸借対照表、パンフレット等

9 応募申請書等の提出期限等

(1) 提出期限 : 令和4年3月25日(金)17時まで(必着)

(2) 提出先・問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 (本館2階ドアNo.279)

農林水産省農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室

施設園芸対策班 担当者 浅見、濱口、豊川 電話03-3593-6496

(3) 提出書類

みどりの食料システム戦略緊急対策事業のうちSDGs対応型施設園芸事例普及事業に係る応募申請書
団体概要等（パンフレット等）

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 応募申請書等に使用する言語は日本語とする。

イ 応募申請書等の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとし、やむを得ない場合には、提出場所での窓口受付も可能とする。ファクシミリによる提出は受け付けない。

ウ 応募申請書等を郵送等する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法による。

エ 応募申請書等を電子メールにより提出する場合は、9（2）の提出先・問合せ先に送付アドレスを確認し、メールの件名を「令和4年度SDGs対応型施設園芸事例普及事業の応募申請書等（応募者名）」とし、本文に「応募者名及び連絡先」を必ず記載の上、送付すること。また、メール送付後は速やかにメール到着の有無を提出先に電話で確認すること。

なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7MB以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を「応募者名・その〇（〇は連番）」とすること。

オ 応募申請書等を郵送等する場合は、応募申請書等は各1部封筒に入れ、「令和4年度SDGs対応型施設園芸事例普及事業応募申請書等在中」と封筒の表に朱書きのうえ提出すること。

カ 応募申請書等の提出書類は、返還できない。

キ 提出期限に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効となる。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、本要領等を熟読のうえ、注意して作成すること。

ク 申請書類の差替えは認めない。

ケ 応募団体の要件を満たさない者が提出した応募申請書等は、無効とする。

コ 応募申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

10 補助金交付候補者の選定について

(1) 審査方法

提出された申請書類については、事業担当課等において書類確認、事前整理等を行った後、選定審査委員会において審査基準に基づき審査を行い、応募申請書等の提出者から、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとする。

(2) 審査の観点

審査の観点は次のとおりである。

ア 目的・目標の妥当性

- ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。
 - ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。
 - ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。
 - ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国の農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。
- イ 事業実施計画の妥当性
- ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。
 - ・予算計画は妥当なものになっているか。
 - ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。
 - ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。
- ウ 事業実施体制の妥当性
- ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。
 - ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。
 - ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。
 - ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- エ 国の支援の妥当性
- ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。
 - ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。
- オ SDGs 対応型施設園芸への転換の取組拡大につながる効果を有しているか。
- ・SDGs に対応した施設園芸への転換に取り組む産地の拡大に繋がる効果を有しているか。
 - ・事業効果の評価手法が具体的なものとなっているか。
 - ・SDGs に繋がる機器設備等を利用した施設園芸に対し専門的な知識を有しているか。
 - ・全国の先進事例の情報を収集可能な体制となっているか。
 - ・普及方法が効果的かつ具体的な方法となっているか。

(3) 審査結果の通知等

選定審査委員会の審査結果報告に基づき、補助金交付候補者となった者に対しては、その旨を、それ以外の提出者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知するものとする。

同通知は、補助金交付候補者となったことをお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになる。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、審査委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられている。

また、補助金交付候補者の氏名又は名称は、原則として公開する。

11 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、補助事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、SDGs対応型施設園芸事例普及事業補助金交付要綱（令和3年12月27日付け3農産第2090号）及びSDGs対応型施設園芸事例普及事業実施要綱（令和3年12月27日付け3農産第2069号）を遵守し、次の条件を守らなければならないものとする。

（1）事業の推進

事業実施主体は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならない。

（2）補助金の経理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日付け農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等に基づき、適正に執行しなければならない。

事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にしなければならない。

（3）取得財産の管理

補助事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属し、事業実施主体の代表者には、帰属しないものとする。

また、財産管理、処分等に関しては、次のような制限がある。

ア 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない（他の用途への使用はできない。）。

イ 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、処分制限期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要がある時は、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

なお、農林水産大臣が承認をした当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納入させることがある。

（4）知的財産権の帰属等

補助事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノ

ウハウ等)は、発明者に帰属する。

ただし、補助事業により得られた特許、実用新案登録、意匠登録等を出願若しくは取得した場合又は実施権を設定した場合は、農林水産大臣に報告しなければならない。また、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして知的財産権を利用する見地を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

また、補助事業実施期間中及び補助事業終了後5年間において、補助事業により得られた知的財産権(知的財産権を受ける権利を含む。)の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に農林水産省と協議して承諾を得なければならない。

(5) 収益状況の報告及び収益納付

補助事業実施期間中及び補助事業終了後5年間は、補助事業による事業成果の実用化等に伴う収益が発生した場合には、農林水産大臣に報告しなければならない。

また、補助事業終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国に納付させることがある。

(6) 事業成果等の報告及び公表

この補助事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、必要な報告を農産局長に行わなければならない。また、農林水産省は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、補助事業者の承諾を得て公表できるものとする。

また、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければならない。